

「コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン」 の一部改正について

1 改正の目的

平成27年5月1日に施行された改正会社法及び、同年6月1日から我が国取引所に上場（市場第一部及び市場第二部）する会社を対象に適用される予定のコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、連合会の「コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン」を一部改正する。

2 改正する事項

（1）コーポレートガバナンスについて

コーポレートガバナンス・コードにおいて、「コーポレートガバナンス」の定義が示されたことに伴い文言を追加した。

（2）社外取締役等について

改正会社法及びコーポレートガバナンス・コードにおいて、社外取締役を置くことが実質的に求められたこと、並びにコーポレートガバナンス・コードにおける社外取締役及び社外監査役の実効性確保の観点から文言を追加した。

（3）監査等委員会設置会社について

改正会社法において、会社統治形態として「監査等委員会設置会社」が設けられたことに伴い文言を修正した。

（4）情報開示について

コーポレートガバナンス・コードにおいて、従来の財務情報や経営戦略等のみならずリスクやガバナンスに係る非財務情報についても主体的な情報開示に取り組むべきことが明記されたことに伴い文言を追加した。

（5）株主との対話について

コーポレートガバナンス・コードにおいても、日本版スチュワードシップ・コードと同様の視点から、株主との建設的な対話に関する方針が明記されたことを踏まえて文言を修正した。

（6）その他

「コーポレートガバナンス原則」で連合会が投資を行う企業の統治に係る基本的な考え方を示し、「株主議決権行使ガイドライン」は「コーポレートガバナンス原則」の趣旨に沿って定める構成と整理し、企業の地球環境問題等への取組みへの期待について、「コーポレートガバナンス原則」に移動させた。